

私立幼稚園などに通園する 園児の保護者の皆さんへ 補助金申請のご案内

市では、幼児を私立幼稚園
など(学校教育法に定められ
た幼稚園および都知事認定の
幼稚園類似施設)に通園させ
ている保護者の皆さんを対象
に、「私立幼稚園等就園奨励費
補助金」および「私立幼稚園
等園児保護者補助金」を交付
します。

【交付対象】東久留米市に住
民登録を有する3歳～5歳
(22年4月2日～25年4月1
日生まれ)の幼児を、私立幼
稚園などに通園させている保
護者。または幼児が満3歳に
達した時点で、翌年度の4月
を待たずに私立幼稚園など
に入園させている保護者。た
だ、子ども・子育て支援新制
度に移行した園に通園してい
る児童のうち、1号認定児童
は保護者補助金のみが対象
です。

新児童館に関する説明会を 開催します

市では、旧大道幼稚園跡地
に、30年4月の開館を目指し、
新児童館の建設準備作業を進
めています。

【説明内容】新児童館建設の
進捗状況、今後のスケジュ
ルなど
【対象】どなたでも
【注意】車での来場は遠
慮ください
【日時】7月16日(土) 午前
10時～11時半
【会場】西部地域センター3
階多目的ホール

児童の居場所づくり事業が 始まります

市では28年7月から、市内
の既存の公共施設などを活用
して、子育て支援機能を充実
させることを目的とした「児
童の居場所づくり事業」を実
施します。

【実施日時など】下表の通り
【参加費】無料
【持ち物】汗拭きタオル、飲
み物、帽子
※屋内は上履きが必要です。

「児童の居場所づくり事業」28年度の実施日時など

実施日時	実施場所	事業内容	対象者
7月から毎月第2月曜日(ただし、10月は第1月曜日、29年1月は第3月曜日)午後1時半～4時半	野火止地区センター(屋内)	第1・第2会議室を利用した室内遊び(「むかしあそび」など)	乳幼児(保護者同伴)～小学生
7月から毎月第3土曜日午前10時～正午(雨天中止)	小山台遺跡公園(屋外)	公園を利用し、野外活動を中心とした外遊び	
11月から毎月第4木曜日午後1時半～4時半	青少年センター(屋内)	小体育館を利用したボール遊びなど	中学～高校生年代
7月から毎月第3月曜日(ただし、7月・9月は第4月曜日)午後5時半～8時	本村小学校(屋内)	学校体育館を利用したボール運動など。なお、種目に制限があるので、事前に問い合わせください	

市税の納付にご協力ください

6月30日(木)は、市民税・都民税第1期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局・コンビニ)でお納めください。

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

または市ホームページをご覧ください
【申請方法】幼稚園などを
通じて配布済みの「東久留米
市私立幼稚園等就園奨励費補
助金交付申請書兼園児保護者
補助金交付申請書」に必要事
項を記入の上、幼稚園などへ
提出してください。

また、交付対象に該当してい
て申請用紙を受け取ってい
ない方は、子育て支援課 ☎4
70・7745へ連絡してく
ださい

詳しくは同課保育・幼稚園
係へ。

後期高齢者医療制度 ジェネリック医薬品 差額通知書を送付します

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が切れた後に新薬と同等の有効成分で製造・販売される医薬品です。開発費用が抑えられているた

め、一般的に新薬に比べて価格が安くなっています。

現在処方されている薬をジェネリック医薬品に切り替える場合、薬代(自己負担額)がどのくらい軽減できるかを試算した「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。

【送付先】東京都後期高齢者医療広域連合
【問い合わせ先】同通知書に記載のサポートデスク
詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

既存の家屋に関する 固定資産税の軽減制度について

既存家屋に対して次の①～③の住宅改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、家屋の固定資産税を軽減する制度があります。適用を受けるためには、改修工事後、必要書類をそろえて3カ月以内に申告が必要です。軽減の種類・要件は次の通りです。

①耐震改修住宅軽減
昭和57年1月1日以前から存在し、現行の耐震基準に適合した改修工事(50万円超)

②バリアフリー改修住宅軽減
平成19年1月1日以前から存在し、65歳以上の方、要介護・要支援の認定を受けている方、および障害をお持ちの方が居住する住宅にバリアフリー改修工事(自己負担が50万円超)を行っていること

③省エネ改修住宅軽減
平成20年1月1日以前から存在し、窓の改修工事を含む現行の省エネ基準に適合した改修工事(自己負担が50万円超)を行っていること

※軽減の種類によって、軽減率や軽減期間、対象面積が異なります。また、②と③のみ重複して軽減を受けることができます。

【注意】この軽減制度は「家屋の固定資産税」のみが対象です。土地・償却資産の固定資産税、土地・家屋の都市計画税は軽減されません

詳しくは課税課家屋資産係 ☎470・7777(内線2342～2344)へ。

国民年金 5年の後納制度

27年10月1日～30年9月30日の3年間限りの特例とした「5年の後納制度」が開示されて半年が過ぎました。

この制度を利用して、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付すると、将来の年金額を増やせます。後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

7月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	実施日	時間	会場	相談員	予約開始日	問い合わせ先	
法律相談(各日8人)	6日(水) 13日(水) 20日(水) 27日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	弁護士	6月30日(木) 7月14日(木)	午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738	
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	6日(水)	午後1時から		司法書士	7月1日(金)		
表示登記・土地の境界等相談(5人)				土地家屋調査士	7月7日(木)		
相続・遺言・成年後見等手続き相談(4人)	13日(水)	行政書士		7月15日(金)			
税務相談(5人)	20日(水)	税理士			7月21日(木)		
人権・身の上相談(4人)	27日(水)	午前10時から		人権擁護委員			7月22日(水)
不動産取引相談(5人)				宅地建物取引士			
交通事故相談(5人)	4日(月)	午前10時～午後1時		男女平等推進センター	女性カウンセラー		6月22日(水)
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)							7月6日(水)
女性弁護士による法律相談(3人)	8日(金)	午前9時半～午後0時半		東久留米市商工会館	女性弁護士		6月17日(金)
経営相談	平日	午前10時～午後4時	市商工会経営指導員			前日までに	

相談内容	実施日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	7月は実施しません			東久留米建築設計協会 東久留米建築設計協会	同協会事務 局・桑原建 設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～ 土曜日 月曜～ 金曜日	午前10時～ 午後5時	中央相談室 (成美教育文化会 館内教育センター) 滝山相談室 (西中学校隣)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～ 午後5時	児童青少年課 (市役所2階)	母子・父子自 立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	8日(金)	午前10時～ 正午	市役所1階相談室	身体障害者 相談員	前月末までに 障害福祉課 ☎470・7747、 ファクス 475・8181
知的障害者相談	13日(水)	午前10時～ 正午	市役所1階相談室	知的障害者 相談員	同センター ☎477・2711
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～ 午後5時	さいわい福祉セン ター	さいわい福祉 センター支援 員	同センター ☎477・2711
職業相談	開庁日		市役所1階ワーク コーナー	ハローワーク 三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	14日(木)	午前10時～ 午後1時～ 4時	市役所1階屋内ひ ろば	市住宅増改築 等斡旋事業登 録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談も可。	平日	午前10時～ 午後1時～ 4時	生活文化課 (市役所2階)	消費生活相談 員	市消費者セン ター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	13日(水)	午後1時～ 3時		行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へ 問い合わせください。		ご自宅	助産師・ 保健師	健康課保健サ ービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立 相談	開庁日	午前9時～ 午後4時	福祉総務課 (市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741